

投資家の皆様へ

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

「パインブリッジ日本株式SRIファンド<DC>」 の信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より弊社商品に格別のお引き立てを賜り、誠に有難うございます。

このたび弊社では、下記の通り、追加型証券投資信託「パインブリッジ日本株式SRIファンド<DC>」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、2023年9月15日をもって投資信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）するための手続きを行っております。

つきましては、当ファンドのご購入に際しまして、当該信託の終了（繰上償還）が行われる場合がある旨あらかじめご承知おきくださるようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 信託終了（繰上償還）を行う理由

当ファンドは2007年12月20日に設定後、投資信託財産の積極的な成長を目指して運用を行ってまいりました。しかしながら、純資産総額は伸び悩み、2023年3月末現在で約56百万円となっております。受益権総口数につきましても、投資信託約款に定めている5億口を割り込む状況が続いております。このため、効率的な運用を行うことが困難な状況が続いております。弊社では、ファンドの運用を継続するための対応策の検討を重ねてまいりましたが、今後、ファンドの純資産総額の大幅な増加を期待するのは難しい状況となっております。このため、投資信託契約を解約することが受益者の皆様にとって有利であると判断し、投資信託約款の規定に基づき、信託を終了することといたしました。

2. 書面決議の日程および手続き

(1) 日程

- ①受益者および受益権口数の確定日：2023年6月15日（木）
- ②議決権行使期間：2023年6月15日（木）～2023年7月5日（水）
- ③書面による決議の日：2023年7月6日（木）
- ④信託終了（繰上償還）予定日：2023年9月15日（金）

なお、2023年6月15日（木）以降に当ファンドのご購入をお申込みいただき、これに伴い取得した受益権については、上記の書面決議の議決権行使の権利はございませんのでご了承ください。

また、この信託終了（繰上償還）の手続きは、確定拠出年金制度においては、ファンドの受益者である資産管理機関に対して行われるものであり、加入者の皆様に対して行われるものではありません。

以上